

生物多様性の保全に関する 国内外の動向について

平成31年3月25日
環境省 自然環境局長
正田 寛

生物多様性条約—COP10からCOP15へ—

- 2010 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を名古屋で開催
- 愛知目標(戦略計画2011—2020)採択
 - 名古屋議定書採択
- 2012 国家戦略2012-2020を閣議決定
- 2014 COP12(韓国):愛知目標の中間評価
- 2018 COP14(エジプト・シャルムエルシェイク)
✓ 次期目標の検討プロセスを採択
- 2019 5月 IPBES 地球規模評価 公表
- 2020 春 Global Biodiversity Outlook (GBO) 5 公表
- 2020 秋 COP15(中国・昆明):
次期目標の採択
- 2021 次期国家戦略の策定予定



2011~2020
国連生物多様性の10年

【生物多様性条約(CBD)】

■ 目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で
衡平な配分

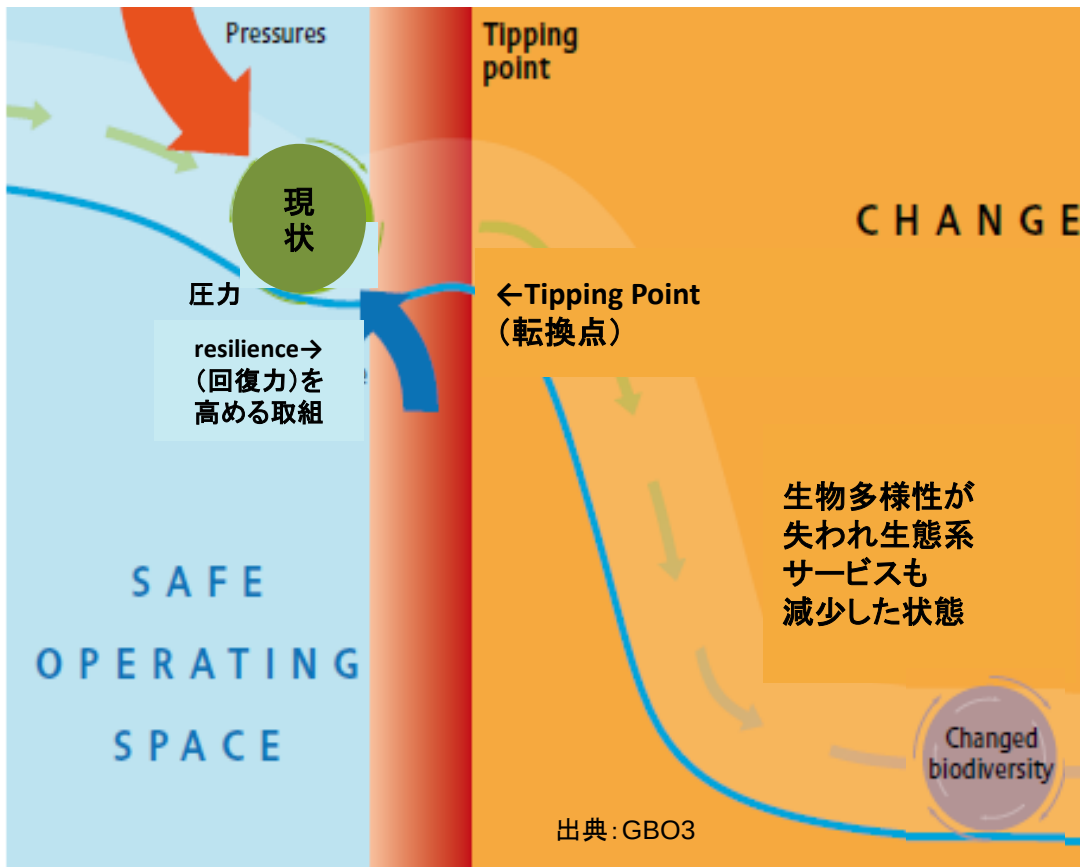
■ 1992年に採択。締約国数196ヶ国・地域
[EU、パレスチナを含む。米は未締結]

◆ 愛知目標(2011-2020)

- COP10で採択された自然と共生
する世界を目指す国際目標。

愛知目標（2010）の背景

- 過去のどの時代よりもはるかに速い速度で種の絶滅が進行。
- 転換点(Tipping Point)を越えれば、劇的な損失が生じ、回復不可能の可能性
- 今後10-20年の取組が、転換点を越えずに済むかどうかの鍵(GBO3:2010)。



転換点を越えると劇的に変化する可能性



出典: ミレニアム生態系評価

崩壊が既に起きているところもある 3

愛知目標（戦略計画2011－2020）の概要

■長期目標（Vision）＜2050年＞

○「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界

■短期目標（Mission）＜2020年＞

○生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

■個別目標（Target） = 愛知目標

2020年又は2015年までをターゲットにした20の個別目標

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加

2020年以降の新たな世界目標の検討プロセス(議題17)

【COP14で新たに決定されたプロセス】

✓ 地域ワークショップの開催

※アジア太平洋地域ワークショップを1月に愛知県名古屋市で開催

(全地域を通じて第一回目のワークショップ)

✓ 国際ワークショップ、テーマ別ワークショップ等の開催

✓ 政府等の多様な主体が参画するワーキンググループ(OEWG)の開催(2回以上開催)ワーキンググループ議長2名(先進国(カナダ)及び途上国(ウガンダ))選出

✓ ハイレベルパネルの設立

※詳細なスケジュール等は、ワーキンググループの議長が事務局等と協議して今後決定

【関連するスケジュール(予定)】

○IPBES地球規模アセス報告書(2019年5月)

○科学技術及び条約の実施に関する補助機関会合(2019年10月、2020年5月)

○地球規模生物多様性概況(愛知目標達成評価)第5版(GB05)(2020年5月)

※OEWGが数回開催される見込み

○第15回締約国会議(COP15)の開催・ポスト2020目標の採択(2020年10月)

生物多様性ポスト2020目標 アジア太平洋地域ワークショップについて

日程:平成31年1月28日(月)～1月31日(木) 会場:名古屋国際会議場(愛知県・名古屋市)
参加者:アジア太平洋地域の締約国の生物多様性政策担当者のほか、研究者やNGO等約100名。

1月28日(1日目)

- ・ 地球規模及び各国の生物多様性の現状等についての情報共有後、小グループによる議論。
- ・ 国際機関(GEF・UNEP・UNDP等)によるポスト2020目標に関する議論。

1月29日(2日目)

- ・ 準地域区分ごとに2050年までの長期目標達成に向けた要素や戦略について議論。
- ・ 地方政府、ビジネス等の関連セクターから生物多様性への取組と課題の発表後、普及啓発について議論。

1月30日(3日目)

- ・ IPBESよりアジア・オセアニア地域の評価報告書の概要及び政策オプションについて説明。
- ・ ①ポスト2020目標の構成、カルタヘナ議定書・名古屋議定書との関係 ②生物多様性の主流化、その他関連するプロセスとの関係性 ③資源動員、任意的な貢献 ④コミュニケーション及び普及啓発、能力開発・科学技術協力 ⑤多様な主体の参画、ジェンダー ⑥実施と国別報告書、点検プロセスの6グループに分かれて議論。

1月31日(4日目)

- ・ 3日間の議論を踏まえ、ポスト2020目標の策定に向けた課題や長期目標の達成のために必要な追加的な要素等について、小グループに分かれて議論。

2月1日(エクスカージョン)

【議論の概要】

- ・ 愛知目標の採択地でポスト2020目標の議論を開始し、他の地域での議論のひな形を形成した意義は大。
- ・ ポスト2020目標は、愛知目標をもとに、生物多様性の状況や愛知目標の達成状況を踏まえて内容を調整するべきであり、大きな変更は要しないとする意見が大勢を占める。
- ・ **SDGsとの連携**や、その分かり易さを参考とすべきとの意見が多く、特に、分かり易さは繰り返し強調された。
- ・ 目標の内容に加えて、実施の側面として特に資源動員(資金、能力養成等)の重要性が指摘された。

愛知目標とSDGs ～愛知目標は全てのSDGsに関係～

愛知目標	対応するSDGs									
目標1: 生物多様性の価値と行動の認識										
目標2: 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、 国家勘定・報告制度に組込										
目標3: 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の 策定・適用										
目標4: 持続可能な生産・消費計画の実施										
目標5: 森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、 劣化・分断を 顕著に減少										
目標6: 水産資源が持続的に漁獲										
目標7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理										
目標8: 汚染を有害でない水準へ										
目標9: 侵略的外来種の制御・根絶										
目標10: 脆弱な生態系への悪影響の最小化										

※ CBD Technical Note を参考に作成

愛知目標とSDGs ～愛知目標は全てのSDGsに関係～

愛知目標	対応するSDGs
目標11: 陸域の17%、海域の10%を保護地域等へ	   
目標12: 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止	 
目標13: 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化	 
目標14: 自然の恵みの提供・回復・保全	           
目標15: 劣化した生態系の15%以上の回復	      
目標16: ABSに関する名古屋議定書の施行・運用	  
目標17: 国家戦略の策定・実施	    
目標18: 伝統的知識の尊重・主流化	   
目標19: 関連知識・科学技術の改善	     
目標20: 資金資源を顕著に増加	 

愛知目標とSDGs ～SDGsターゲットに組み込まれている～

愛知目標と対応するSDGsターゲットの例

目標2:

遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。

15. 9

2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

目標9:

2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。

15. 8

2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

目標11:

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

14. 5

2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

15. 1

2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

目標16:

2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

15. 6

国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

アジア・オセアニア地域評価報告書

一部に改善は見られるものの、**全体として生物多様性・生態系サービスの劣化は進行。**

【課題】

気候変動(異常気象・海面上昇)、侵略的外来種、集約化された農業、非持続的な養殖・過剰漁獲等。

【現状の例】

- ・ 保護地域の拡大(過去25年間に海域で約14%、陸域で約0.3%拡大)
- ・ 森林面積の拡大(北東アジア約23%、南アジア約6%)。
- ・ 漁業資源やサンゴ礁に危機的状況
 - 現在のままでは2048年までには地域の漁業資源が枯渇する可能性。
 - サンゴ礁は南・東南アジアの一部では既に消失、気候変動シナリオでは2050年までに9割が著しく劣化すると予測。

【対策】

- ・ 自然と調和した経済成長や開発。
- ・ 生態系を基礎とした対策は、パリ協定・SDGs等の目標達成にも寄与し得る。

生物多様性の状況【土地劣化】IPBESによる評価(2018)

土地劣化と再生に関するテーマ別評価

世界の土地劣化は、少なくとも32億人の福利に影響し、年間総生産の10%を損失。

【課題】

- 先進国の大量消費のライフスタイルや途上国の消費拡大が、全世界の土地劣化を促進する大きな要因。
- 自然資源の利用者・受益者(先進国・都市生活者等)の多くが土地劣化の影響を直接受けず、全世界の行動につながっていない。

【対策】

- 土地由来商品の持続的な生産・消費行動を促す、セクター横断の行動計画。
- 土地劣化促進要因(有害補助金等)の排除、持続的土地利用行動促進のための奨励措置の導入。
- 農林業、エネルギー、水、社会資本等の行動計画を統合した、生態系・土地利用全体のバランスを考えた取組(ランドスケープ・アプローチ)。

※土地劣化: 対策を講じなければ10年単位では完全に回復しない状態

ポスト2020目標への提案

国際的潮流

- ✓ 自然共生社会に向けて社会に変革をもたらす考え方
- ✓ 生物多様性保全の取組がSDGsをはじめとする経済・社会の課題解決にも貢献するとの統合的な考え方
- ✓ 行動に移せるわかりやすさ

日本の独自性

- ✓ 2050年ビジョン「自然との共生」を提案した日本、東日本大震災を経験した日本ならではの視点

国内の重要課題とのリンク

- ✓ ヒアリに代表される、貿易の拡大に伴い意図せず侵入する外来種への危機感

- ・中環審会長を中心とする有識者との意見交換
- ・NGO、ビジネス団体等との意見交換

日本からの提案のポイント

- ① SATOYAMAイニシアティブの更なる展開
- ② 生態系を基盤とするアプローチ(EcoDRR, EbA)の推進
- ③ 持続可能な生産・消費の促進
- ④ 外来種の非意図的侵入への対処